

# 平成30年11月7日開催 第10回県政ランチミーティングに寄せられた ご意見への対応状況について

## 1 開催概要

- ・開催日 平成30年11月7日(水) 11:40~12:40
- ・会場 コミュニティカフェ てくてく
- ・参加グループ NPO法人 てくてく
- ・懇談内容 就労支援事業を通じた障がい者の社会参加について

## 2 参加者のご意見の概要と、ご意見に対する対応状況

### (1) 障がい者支援団体の公共施設の使用について

#### (ご意見の概要)

障がい者が手作りした素朴な作品に関心を持ってもらいたいが、販売の機会が少なく、また販路の拡大に苦労している。

松本市で開催されるクラフトフェアは全国的に有名なため、その中で障がい者アートのコーナーを設けられれば理解促進に効果的だと思い、出展を希望している。しかし、参加費や出展数の問題があり、ハードルが高い。

また、公民館等の公的施設を利用して作品を販売したいと考えても、営利目的だと判断され活動できないことがある。行政には、我々の行っているのは社会参加活動であることをご理解いただきたい。

#### (知事の発言)

皆さんのような施設・団体の活動は、補助金で活動しているところも多く、少ない工賃で取り組んでおられることを「営利活動」と短絡的に判断されるのは理解しがたい。

こういったことがないよう、合同庁舎等の県有施設の使用ルールについて考えたいと思う。市町村の管理についても、直接の権限はないが何か対応を考えていければと思う。

#### (ご意見等に対する対応状況)

松本合同庁舎の使用については、松本地域振興局総務管理課で現行の対応を継続していきます。

管内市村に対しては、障がい者支援施設が行う物品販売等で利用可能な公共施設について、当該市村と協力してリスト等を作成し、障がい者支援施設に提供できるよう検討を進めていきます。

【担当課：松本保健福祉事務所 福祉課】

【担当課：松本地域振興局 総務管理課】

### (2) 障がい者の通勤支援について

#### (ご意見の概要)

障がい者は自動車の運転が難しく、また利用できる公共交通機関がないため、郊外にある企業への就職を断念せざるを得ないケースがある。通勤のためのバス等を、企業等が出資して用意していただけないかと思う。

また、一日4時間の就労という勤務体制を想定する等、様々な障がいの特性に配慮した通勤支援をお願いしたい。

#### (知事の発言)

公共交通機関の整備は大きな課題であり、何とかしなければならないと考えている。就職が決まりそうなのに、通勤の手段がなく断念するのは残念なこと。

#### (ご意見等に対する対応状況)

路線バスについては、利用者減少や運転手不足により非常に厳しい経営状況が続いています。

県では広域的幹線バス路線に関する赤字補てんを行っているほか、障がい者や高齢者が使いやすい低床バスやユニバーサルデザインタクシーの導入支援を行っています。引き続き、利用者の皆様の声を活かしながら、より利用しやすい公共交通の在り方を考えて参ります。

【担当課：企画振興部 交通政策課】

### (3) 県の障がい者雇用について

#### (ご意見の概要)

知事は先ほど、県でどういう仕事をどういうかたちにすれば精神障がい者にも働いてもらえるかとおっしゃったが、精神障がいには、統合失調症や発達障がい等の様々な状況がある。そのため一概には言えないが、例えば従来一人で複数の作業をしていたとすれば、それを各々の特性に合わせて細分化し、複数人で取組むという方法もある。県有施設の掃除とか、事務であればパソコンの打ち込み等、一つでも仕事を分けてもらえばありがたい。

#### (知事の発言)

今後県庁全体でも考えたいが、一人一人の特性に合った対応をしなければいけないと思う。人間にはそれぞれ得意・不得意なことがあるので、得意なことをやってもらえばよいと思う。

#### (ご意見等に対する対応状況)

県では、平成30年12月に「障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針」をとりまとめ、各種取組を進めていくこととしております。

障がいのある方の採用に当たっては、その能力が十分に発揮され、職場に定着できるよう、個々の障がいの特性を理解した上で、従事する業務を設定していきます。

そのため、各部局等の人事担当者を「障がい者雇用推進役（仮称）」に任命し、従事する業務のコーディネート等を行うほか、全庁的な検討チームの設置や、障がい当事者の方等を「障がい者雇用推進アドバイザー（仮称）」に任命するなどし、障がいのある職員が従事する業務の在り方や拡大等について検討を進めてまいります。

【担当課：総務部 人事課】

### 3 問合せ先

企画振興部広報県民課県民の声係

---

電話 026-235-7110

FAX 026-235-7026

E-mail [koho@pref.nagano.lg.jp](mailto:koho@pref.nagano.lg.jp)